別紙１

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

１　目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第６条及び第７条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

２　定義

⑴　暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員

法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶　県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

⑷　暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。)

ア　その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ　暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ　暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ　情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ　情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

⑸　排除対象者

原則、前記⑴～⑷に該当するものをいう。（ただし、前記⑷の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

⑹　事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

⑺　暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3　暴力団排除の基本的な考え方

⑴　排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

⑵　排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

⑶　排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

⑷　排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア　事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ｱ)　事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記⑸参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(ｲ)　その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ　法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ　排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ　その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

⑸　排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えら

れることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア　国及び地方公共団体

イ　特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ　国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ　農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ　電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ　町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク　その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

⑹　国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4　具体的な作業手順

⑴　関係規程等の整備

各所属において、前記３「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア　排除規程（規則、要綱等）の整備

(ｱ)　入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

○　事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例１－（１）】

次に掲げる者は○○としない。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

２　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

３　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例１－（２）】

次に掲げる者は○○できない。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

２　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

３　次のいずれかに該当する者

(1)　その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記２の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

(2)　暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者

(3)　暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4)　情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5)　情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

○　許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例２】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

１　暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(ｲ)　契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

・　契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。

・　事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。

・　事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ　関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ｱ)　警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

・　申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。

・　申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。

・　法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。

・　警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(ｲ)　事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

□　暴力団員又は暴力団関係者ではありません。

□　暴力団の利益になる○○ではありません。

(ｳ)　誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓

約書を新たに作成する。

ウ　警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2)　事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5　具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

⑴～⑸　（略）

⑹　公の施設の使用の許可等に係る事務

ア　排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1　暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

○　会議室を使用した襲名披露式、出所祝

○　会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）

○　ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2　暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

○　ホールを使用したコンサート

○　体育館を使用した格闘技大会

○　ロビーやギャラリーを使用した倒産品市

○　公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ　警察本部への確認の基準等

(ｱ)　確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(ｲ)　外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ　具体的な排除方法等

(ｱ)　申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不

許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(ｲ)　許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ　申請窓口における周知等

(ｱ)　暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※　前記４「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(ｲ)　暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7)　（略）

６　警察本部への照会等

（略）

７　広島県暴力団排除条例第１９条第３項の規定による公表について

（略）

８　収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

９　その他

（略）

附　則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、平成３１年３月２０日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、令和４年４月１日から施行する。

（別添）（略）

別紙２

指定管理者の業務実施状況の評価について

１　評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

２　対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、９月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

３　評価方法等

⑴　指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の３項目について優れている順にｓ～ｄの評価を行う。

①　業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）

②　施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）

③　利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）

なお、利用者数を把握するのが困難な施設、障害者施設のように基準値を設定し利用促進をすることがなじまない施設においては、①及び③の２項目で評価を行う。

⑵　これら３項目の評価を踏まえ、全体の評価としてＳ～Ｄの５段階評価を行う。

⑶　低評価（評価がＣ又はＤ）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

＜評価項目＞

項　　目	評価方法
（業務の実施状況）	
⑴　管理業務の実施状況	
ア　市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ　事業の実施状況	○、×
ウ　維持管理業務等の実施状況	○、×
⑵　指定管理料等の収支状況	○、×
⑶　その他	
ア　利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ　個人情報保護への対応状況	○、×
ウ　情報公開の実施状況	○、×
エ　緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ　苦情・要望への対応状況	○、×
カ　配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ　自己評価の実施状況	○、×
①　業務の実施状況	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ
②　施設の利用状況	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ
③　利用者の満足度	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

下記の評価基準により評価

＜評価基準＞

項　目	評価	基　　準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	４点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	２点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	０点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲２点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲４点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の１００％以上の場合	４点
	a	利用者数の実績が基準値の９５％以上１００％未満の場合	２点
	b	利用者数の実績が基準値の９０％以上９５％未満の場合	０点
	c	利用者数の実績が基準値の８５％以上９０％未満の場合	▲２点
	d	利用者数の実績が基準値の８５％未満の場合	▲４点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が８割以上の場合	４点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が７割以上８割未満の場合	２点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	０点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が３割以上５割未満の場合	▲２点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が５割以上の場合	▲４点

※　基準値とは、市が求める利用者数等の基準を意味する。

＜評価＞

〔３項目で評価する場合〕

評　価	合計得点	備　　考
Ｓ（良好）	１２点	
Ａ（おおむね良好）	８，１０点	
Ｂ（普通）	２，４，６点	
Ｃ（改善を要する）	▲４，▲２，０点	指導を行い、改善案の提示を求める。
Ｄ（抜本的な改善を要する）	▲６点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

〔２項目で評価する場合〕

評　価	合計得点	備　　考
Ｓ（良好）	８点	
Ａ（おおむね良好）	６点	
Ｂ（普通）	２，４点	
Ｃ（改善を要する）	▲２，０点	指導を行い、改善案の提示を求める。
Ｄ（抜本的な改善を要する）	▲４点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

別紙３

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（従事者の監督）

第３　乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（取得の制限）

第４　乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第７　乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第８　乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第９　乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（安全管理措置）

第１０　乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第１１　乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第１２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

（取扱状況の報告及び調査）

第１４　甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（事故発生時における報告等）

第１５　乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

（指定の取消し等）

第１６　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（損害賠償）

第１７　本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

（開示等の求めに応ずる義務）

第１８　乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。